

国立大学法人長岡技術科学大学成果有体物取扱要領

平成 23 年 4 月 1 日
学 長 裁 定

(目的)

第1 この要領は、国立大学法人長岡技術科学大学(以下「本学」という。)の研究開発成果としての成果有体物に係る取扱いについて、国立大学法人長岡技術科学大学成果有体物取扱規程(以下「規程」という。)に定めるもののほか、この要領において定めることにより、成果有体物の適正な管理及び学外の機関(企業等の民間機関及び外国機関を含む。以下「外部機関」という。)との円滑な研究協力を図り、もって本学の研究促進及び研究開発成果の円滑かつ適正な流通に資することを目的とする。

(定義)

- 第2 この要領において「教職員等」とは、規程第2条に定める者をいう。
- 2 この要領において「成果有体物」とは、規程第3条に定める物をいう。
 - 3 この要領において「作製」とは、成果有体物の創作又は抽出をいう。
 - 4 この要領において「作製者」とは、成果有体物の作製を行った教職員等をいう。
 - 5 この要領において「提供」とは、成果有体物を有償又は無償で外部機関において使用させることをいう。ただし、分析依頼の場合及び特許出願のための生物寄託を除く。
 - 6 この要領において「受領」とは、成果有体物を有償又は無償で外部機関から譲渡又は貸付を受けることをいう。

(成果有体物の管理)

第3 本学に権利が帰属する成果有体物については、当該成果有体物の作製者がその管理を行うものとし、作製者は、当該成果有体物を、その特性に応じて適切に維持及び管理しなければならない。

(学術研究を目的とする提供及び受領の取扱い)

- 第4 教職員等は、規程第6条1項に係わらず、学術研究のために必要があると判断した場合には、外部機関との間で、成果有体物の提供又は受領を行うことができる。
- 2 前項により有償で成果有体物の提供を行う場合は、第5の第2項から第5項を準用する。
 - 3 第1項の場合で、当該外部機関が本学との契約を求めるとき又は作製者が当該外部機関と本学との契約が必要と判断するときには、学長は、提供又は受領に係る契約を当該外部機関と締結する。
 - 4 第1項の場合で、当該教職員等が必要と認める場合は、教職員等の判断で提供又は受領に係る契約を当該外部機関と締結することができる。その場合、当該教職員等は締結内容が第5の第5項に準じたものであることを確認しなければならない。

(産業利用を目的とする提供の取扱い)

- 第5 作製者は、産業利用のために必要があると判断した場合には、外部機関に対し、有償で、成果有体物の提供を行うことができる。
- 2 前項により、成果有体物の提供を行う場合は、作製者は成果有体物提供届出書(様式1)にて学長へ届出なければならない。
 - 3 学長は、前項の届出に基づき、提供することに問題がないと判断した場合、当該外部機関と提供に係る契約を締結する。
 - 4 学長は、第2項の届出に基づき、提供することに疑義があると判断した場合、知的財産委員会に提供の可否を諮るものとする。

5 第3項の提供に係る契約は成果有体物提供契約書(様式2)のとおりとする。ただし、当該様式によりがたい場合にあっては、当該外部機関との協議により締結する。

(成果有体物提供奨励金・補償金)

第6 第5により収入を得たときは、その作製者に、成果有体物の提供に係る収入から成果有体物を作製するために必要な経費(送料等を含む。以下、「試料作製費」という。)を控除した額(以下「純収入」という。)の100分の25に相当する額の成果有体物提供奨励金(以下「提供奨励金」という。)を研究費として配分するものとする。

2 第5により収入を得たときは、その作製者に、純収入の100分の25に相当する額の成果有体物提供補償金(以下「提供補償金」という。)を支払うものとする。

3 試料作製費は、作製者に研究費として配分するものとする。

4 提供奨励金、提供補償金の支払いを受ける権利を有する者が2人以上ある場合は、第1項及び第2項に定める額にそれぞれの貢献割合を乗じた額とする。

(提供及び受領の制限)

第7 教職員等は、成果有体物が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該成果有体物の提供又は受領を行ってはならない。

(1)関係法令又は本学規則等に違反するもの

(2)国及び本学の定める倫理規則に違反するもの

(3)外部機関の研究者が作製したものであって、当該外部機関において提供が禁止されているもの

(4)個人の情報が特定され得るもの

(5)生命に対し危険が生じるおそれのあるもの又は環境に重大な影響を与えるおそれのあるものであって、その安全対策及び防止対策が確保されていないもの

(6)その他本学が提供又は受領を禁止したもの

(異議申立て)

第8 作製者は、第6に定める提供奨励金又は提供補償金に関し、不服があるときは、学長に異議申立をすることができる。

2 学長は、前項の申立てがあったときは、必要な措置を講ずるものとする。

(成果有体物の提供及び受領に関する記録の保管)

第9 成果有体物の提供又は受領を行った教職員等は、提供又は受領に関する記録を保管しなければならない。

(退職に伴う成果有体物の帰属)

第10 学長は、作製者が退職により本学の職員としての身分を失ったときは、当該作製者が本学の教職員等であった期間中に作製した成果有体物について、当該作製者の申出に基づき、研究の継続に支障を与えないよう措置を講じることができる。

附則

この要領は、平成23年4月1日から実施する。

成果有体物提供届出書

国立大学法人長岡技術科学大学長 殿

所 属
職 名

届出者(成果有体物の作製者) 印

下記のとおり、私、 作製の成果有体物を、外部機関に提供するにつき、国立大学法人長岡技術科学大学成果有体物取扱要領第5条第2項に基づき、届け出ます。

記

- 1) 成果有体物の名称及び内容
- 2) 提供先の機関名並びにその住所、担当部署及び担当者名等
- 3) 上記提供先に提供する目的、経緯及び背景
- 4) 作製者

氏 名	所 属	貢献割合	確認印
		%	
		%	

- 5) 試料対価及び試料作成費について
別添提供試料価格内訳書のとおり
- 6) その他相手方に課したい契約条件等
()
- 7) 国立大学法人長岡技術科学大学成果有体物取扱規程第10条第1項及び国立大学法人長岡技術科学大学成果有体物取扱要領第7に定める事項について、以下のとおり表明する。
 - 上記の成果有体物の提供について関係者の合意を得た。
 - 上記の成果有体物の提供は、わが国の法律、本学の規則及び他機関との契約等に抵触しない。
 - 上記の成果有体物は、外部機関の研究者が作成したものであって、当該外部機関において提供が禁止されているものではない。
 - 上記の成果有体物は、個人の情報が特定され得るものではない。
 - 上記の成果有体物は、生命に対し危険が生じるおそれのあるもの又は環境に重大な影響を与えるおそれのあるものであって、その安全対策及び防止対策が確保されていないものではない。
- 8) 特許出願との関連(特許出願の予定、出願を済ませている場合は出願番号又は出願予定のない場合はその事情等を記入すること。)

別添

平成 年 月 日

提供試料価格内訳書

試料提供により発生する収入について、以下のように届け出ます。

試料作製者：

試料提供先：

試料提供により発生する収入総額：_____円(消費税込)

上記収入総額の詳細な内訳は以下の通りである。

項目	金額(税抜き)			
	試料名	単価	提供数	対価
試料対価		円/個		円
		円/個		円
	対価総額(A)			円
試料作製費	経費	単価	総数	金額
		円/個		円
		円/個		円
	試料作製費合計(B)			円
小計	対価総額(A) + 試料作製費合計(B) = (C)			円
合計	(C) + 消費税 = (D)			円

*「合計」以外の金額の記入は税抜き価格をお願いします。

* 合計(D)は、上記“試料提供により発生する収入総額”と同額となります。

様式2(第5条第5項関係)

成果有体物提供契約書

国立大学法人長岡技術科学大学(以下「甲」という。)と株式会社〇〇〇〇(以下「乙」という。)は、甲の職員が創作又は抽出した成果有体物を乙に提供するに当たり、以下のとおり成果有体物提供契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(成果有体物の提供)

第1条 甲は、乙に対し、別紙に規定する条件において成果有体物を提供する。

2 甲は、乙に対し、当該成果有体物に関連する情報であって、研究の実施に当たり必要と判断するものを開示するものとする。

(代金の支払)

第2条 乙は、別紙に規定する成果有体物の提供代金を、当該成果有体物を受領した日の翌日から起算して60日以内に甲の指定する銀行口座に支払うものとする。

2 乙は、納付期限までに納付しないときは、甲に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納額に年5パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

(契約保証金)

第3条 契約保証金については、免除する。

(成果有体物の受領)

第4条 乙は、成果有体物を受領したときは、甲に対し受領書を提出するものとする。

(費用負担)

第5条 乙は、成果有体物の引渡し等に要する費用を負担するものとする。

(目的外使用の禁止)

第6条 乙は、提供を受けた成果有体物を別紙に規定する目的以外に使用してはならないものとし、当該成果有体物を第三者に提供し、及び臨床目的に使用してはならない。

(秘密保持)

第7条 本契約において秘密情報とは、次の各号のいずれかに該当するものとし、乙は、甲の文書による事前の承諾を得た場合を除き、本契約により甲から提供又は開示を受けた成果有体物に係る秘密情報のすべてを秘密にしなければならない。

(1) 甲から乙に対し、秘密である旨の表示がなされた書類、図面、写真、磁気テープ、フロッピーディスク等により開示された情報

(2) 甲から乙に対し、秘密であることを告げた上で口頭によって開示され、かつ、開示後30日以内にその要旨を書面で交付された情報

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、秘密情報に当たらないものとする。

(1) 甲から提供又は開示を受けた時点で、既に乙の所有に属するものであって、書面でこれを証明できるもの

(2) 甲から提供又は開示を受けた時点で、既に公知であるもの

(3) 甲から提供又は開示を受けた後において、第三者の公表により、又は乙の責に帰すべからざる事由により公知となったもの

(4) 甲から開示を受けた後において、正当な権限を有する第三者から、乙が秘密保持の義務を負うことなく入手したもの

(5) 甲から提供を受けた情報に基づかないで、乙において独自に開発又は取得した情報であって、これを書面で証明できるもの

(6) 甲から事前に第三者への開示について、書面により承諾を得たもの

(研究成果の公表等)

第8条 乙は、提供を受けた成果有体物に係る研究成果又は成果有体物を基礎とする研究成果の公表を行うときは、甲に対し、事前に書面により公表の方法及びその内容を通知するものとする。

2 公表を行うに当たり、乙は甲から提供を受けた成果有体物に係る研究成果又は成果有体物を基礎とする研究成果である旨を明示するものとする。

(知的財産権の取扱い)

第9条 乙は、甲から提供を受けた成果有体物に係る秘密情報の内容を公開しようとするとき、又は成果有体物に関連した発明若しくは考案を出願しようとするときは、甲と事前に、権利の帰属、持分及び出願手続等について協議するものとする。

2 甲は、乙が提供を受けた成果有体物に関連して改変をなした場合には、その権利の帰属及び取扱いについて、乙と協議の上、決定するものとする。

(非保証)

第10条 甲が提供した成果有体物は、研究開発の際に生み出された実験的・研究的性質を有するものであり、甲は乙に対し、明示・黙示を問わず一切の保証をしないものとし、甲は乙の成果有体物の保有及び保有により発生したいかなる結果についても責任を有せず、かつ、いかなる損害賠償義務(直接、間接損害を問わない。)を負わない。

(契約の終了)

第11条 本契約の有効期間は、契約締結日から平成 年 月 日までとする。ただし、甲及び乙が協議の上、当該期間を延長又は短縮することができる。

2 前項の規定にかかわらず、第7条及び第8条の規定は、契約終了後も5年間有効とし、第9条及び前条の規定の効力は消滅しないものとする。

(契約終了後の成果有体物の取扱い)

第12条 乙は、本契約が終了したときは、別紙に規定する方法により成果有体物を取扱うものとする。ただし、秘密情報については、甲の指示に基づき、当該秘密情報を保有する書類、図面、写真、磁気テープ、フロッピーディスク等を廃棄又は返却するものとする。

(契約解除)

第13条 甲は、乙が成果有体物の提供代金を所定の納付期限までに納付しないときは、本契約を解除することができる。

2 甲又は乙は、本契約に定める義務を履行しないときは、甲又は乙の一方から本契約を解除することができる。

(誠実義務)

第14条 本契約に定めのない事項が生じたとき、又は本契約の解釈につき疑義が生じたときは、甲及び乙は誠意をもって協議の上、解決するものとする。

(合意管轄)

第15条 本契約は、日本国法に準拠し、日本の法律にしたがって解釈されるものとし、本契約から発生する一切の紛争については、甲の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保管するものとする。

平成 年 月 日

甲 新潟県長岡市上富岡町1603-1
国立大学法人長岡技術科学大学
学 長 東 信 彦 印

乙 住所
所属
役職 氏 名 ○ ○ ○ ○ 印

別 紙

提供を行う成果有体物の条件	
項 目	内 容
成果有体物の名称及び内容(数量)	
提 供 代 金(円)	
成果有体物の使用 目的等	研究開発を実施する部署
	使 用 目 的
本契約終了後の成果有体物の取扱い	